

令和2年第4回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年11月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年11月9日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和2年11月9日	11時46分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		12番	松石 信男		1番	中村 絵理
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田 和彦		（係長） 長野 周次		（書記） 川添 紫
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田 一也		建設課長	古賀 浩	
	副町長	酒井 英良		会計管理者	酒井 智明	
	教育長	柴田 昌範		教育学習課長	井上 克哉	
	総務企画課長	熊本 弘樹				
	財政課長	平野 裕志				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第39号 基山町公立学校情報機器（W i - F i 端末）整備事業備品の取得
について
- 日程第4 議案第40号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第5号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和 2 年第 4 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石信男議員と中村絵理議員を指名
します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3～4 議案第39号、議案第40号

○議長（品川義則君）

日程第 3. 議案第39号、日程第 4. 議案第40号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。おはようございますを忘れるところでした。

それでは、令和 2 年第 4 回臨時会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は財産取得案件 1 件、予算案件 1 件を上程いたしております。

それでは提案理由について説明いたします。

まず、議案第39号 基山町公立学校情報機器（W i - F i 端末）整備事業備品の取得についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に

基づき、令和2年10月19日公募型プロポーザルに付した「基山町公立学校情報機器（Wi-Fi 端末）整備事業」の備品を取得するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第40号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回、補正予算として1,429万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも101億5,677万6,000円となります。

補正予算の内容といたしましては、公立学校施設災害復旧費でございます。9月の台風10号により被災いたしました基山中学校、基山小学校及び若基小学校の災害復旧に向けた事業費の増額をお願いしております。

補正額は1,383万8,000円の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上、御審議賜り、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第39号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

それでは、議案第39号の詳細説明をさせていただきます。

議案第39号 基山町公立学校情報機器（Wi-Fi 端末）整備事業備品の取得について、今回の議案につきましては、基山町公立学校情報機器（Wi-Fi 端末）整備事業の備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

当該案件につきましては、10月19日に選定委員会を行い、プロポーザル公募による審査を行っております。プロポーザルには3社の参加申込があり、1社の辞退がありましたけれども、2社によるプレゼンテーションを行いまして、契約候補者として株式会社学映システムを選定いたしました。

取得価格については6,870万1,000円でございます。

納入期限は令和3年3月31日までとしております。端末の納入については、令和3年2月中に納入を行い、その後の職員研修等を行いますので、納入期限としては令和3年3月31日

までということにしております。

選定に伴います経緯につきましては、議案資料の1ページから26ページのほうにお示しをしております。

それでは、議案資料の1ページをお願いします。

議案資料の1ページには、物品購入仮契約書、この写をつけさせていただいております。

資料の2ページをお願いいたします。

2ページと3ページには、公募型プロポーザルの審査結果についてつけさせていただいております。

令和2年9月18日から公募を開始いたしまして9月28日に申込を締め切り、3社の応募がありました。10月19日に選定委員会を開催しまして、プレゼンテーションによる審査を実施しております。

審査の項目としては資料の3ページになります。9項目で審査をいたしました。企業評価の項目としましては、過去に類似事業の実績があるかどうか、本業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援を必要としているかどうかという項目。それから、研修体制の項目としましては、教員がICT機器を活用した授業を円滑に実施できるような研修体制が構築されているか。サポート体制については、令和2年度を試行期間として、令和3年から5年の運用を見据えたサポート提案であるかどうか。そういった部門で9項目の審査を行っております。

選定委員会の審査の結果、評点は154.5点で、実施要領の規定により、株式会社学映システムを契約締結候補者として選定いたしました。

議案資料4ページをお願いいたします。

4ページには工程表をつけさせていただいております。

資料の5ページをお願いします。

5ページから10ページまでは、プロポーザル公募を行いました折りの仕様書をつけさせていただいております。

資料の11ページをお願いいたします。

資料11ページから26ページまでは、今回契約の候補者となりました株式会社学映システムの事業提案書の資料から抜粋したものをつけさせていただいております。

それから、追加資料として選定委員会の委員名簿をつけさせていただいております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第40号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第40号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1,429万1,000円を追加し、予算総額を101億5,677万6,000円とするものでございます。

議案書3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に727万円、20款 諸収入に642万1,000円、21款 町債に60万円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、11款 災害復旧費に1,383万8,000円の増額をお願いし、14款 予備費に45万3,000円を増額することで調整を図らせていただいております。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

追加分として、公立学校施設災害復旧事業（補助）に60万円の増額をお願いしております。中学校のプール管理棟及び若基小学校の防球ネットの修繕に係るものでございます。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 災害復旧費国庫負担金、3節 公立学校施設災害復旧費負担金に、現年発生災害復旧費負担金727万円の追加をお願いしております。

基山小学校体育館、若基小学校防球ネット及び中学校の技術棟、倉庫、プール管理棟の復旧に係るものでございます。

4ページをお願いいたします。

20款 諸収入、5項3目2節 雑入に、建物災害共済金642万1,000円の追加をお願いして

おります。

基山小学校体育館、中学校の技術棟及び倉庫の被災に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、4項. 文教施設災害復旧費、1目. 公立学校施設災害復旧費、11節. 需用費に、修繕料297万円の追加をお願いしております。

若基小学校防球ネット及び中学校の技術室棟、倉庫、プール管理棟の修繕に係るものでございます。

次に、15節. 工事請負費に、基山小学校体育館災害復旧工事1,086万8,000円の追加をお願いしております。屋根の復旧に係るものでございます。

7ページをお願いいたします。

最後に14款. 予備費でございます。今回、45万3,000円を増加し、調整を図らせていただいております。

以上、令和2年度基山町一般会計補正予算（第5号）について事項別明細書までの説明をさせていただきました。

引き続き災害復旧の内容につきまして、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

それでは、災害復旧費についての説明をさせていただきます。

事項別明細書に上げております11款4項1目. 公立学校施設災害復旧費、11節. 需用費の修繕料297万円になりますけれども、こちらの部分については議案資料の30ページをお願いいたします。

30ページに、若基小学校の災害復旧の資料をつけさせていただいております。今回の台風10号の被害によりまして、若基小学校グラウンド南側の防球ネットが破損しておりますので、この分の修繕料として144万1,000円を上げさせていただいております。

それから、議案資料の31ページをお願いいたします。

こちら基山中学校になります。今回の台風10号によりまして、基山中学校の技術室棟の屋根、それから、体育館南側の倉庫の屋根及び壁の部分、それから、プール管理棟の屋根の部分が破損しております。この分の修繕料として152万9,000円を修繕料として上げさせていただいております。

議案資料の28ページをお願いいたします。

15節. 工事請負費として、基山小学校体育館災害復旧工事として1,086万8,000円をお願いしております。

30ページには立面図による災害復旧工事箇所を示させていただいております。

体育館南側の屋根、今回台風でめくれた屋根の部分の撤去と張り替えを行います。屋根の下地のゴムアスシートを重ね張りし、その上にフッ素樹脂の鋼板を再度張る、そしてビル止めをするというような工事を計画しております。

内容については、29ページの施工図につけさせていただいております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時まで休憩いたします。

～午前9時46分 休憩～

～午前10時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第39号 基山町公立学校情報機器（Wi-Fi端末）整備事業備品の取得についてに対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

まず初めに、松田町長にお伺いいたします。

資料全般を見てからなんですけれども、松田町長は選定委員の中には入っておられないんですけれども、公募型プロポーザルの審査結果の200点満点で154.5点というのが一定の基準は満たしているというのは分かりますが、私には満足いくものかどうかというのを判断できないし、はっきりしているのは、審査人の評価でもう一步のB社よりもよかったということ

だけなんですけれども、100点満点に直しますと、77.25点ですね。一番心配しますのは、このコロナ禍の中で、この整備事業を急ぐあまり十分な審査、例えば、研修体制やサポート体制が確認できたかということなんですけれども、町長には今回のこの結果はどのように報告があつて、松田町長としては満足いく報告内容だったんでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回の公募があつて、恐らくこういうところから応募があるのではないかという想定をしておりました。今回、採択が決まった業者については、佐賀県の、特に教育委員会の関係でいうと、多くの事業を実施している業者ということでもありますので、もちろん、まだまだ詰まっていないところもたくさんありますが、日頃からそういう関係があるということでもありますので、事業を実施する中において、またいい形にできるんじゃないか。特に、教材面、ソフト面、そういったところが大事だというふうに思いますので、そこら辺には期待ができるんじゃないかと思いましたので、私が想像していたとおりの形に業者が選定されたんだなと、そういう感想を持ったところが正直なところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

続きまして、柴田教育長にお伺いいたします。

この審査結果の評点についてでございますけれども、サポート体制と実現性（業務遂行能力）とありますが、他の項目に比べてちょっと低いのかなと思います。トラブル時のサポートやスケジュールどおりに納入していただくということが重要かと思っておりますけれども、スタートした後に業者のほうから申し訳ないがとか、ちょっと間に合いませんとかがあつてはならないというふうに私は思っております。要するに契約どおりにきちっと、スケジュールどおりに遂行していただくということが大切でございますけれども、基山町側としては全体的な責任は教育長が取られると思っておりますけれども、業者との対応とかの現場の責任者というのはどなたかちゃんと決めてあるんでしょうか。それと、全体的な責任者としての柴田教育長の意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

サポート体制につきましては、A社とB社とありましたけれども、B社のほうは3月までのサポートというところで、1か月間に4回来るというふうな提案がございました。一方で、A社のほうはその次の年まで、令和4年3月までサポート体制を取るというところで差がついたのだと思っております。

また、納期についてですけれども、先日、私も端末業者と納入業者と直接話をいたしました。このコロナ禍の中で端末がきちんと準備できるかというところを確認いたしましたけれども、2月中には端末をそろえることができるということできちんと話をしましたので、この納入どおり2月末日までに納期が完了するものと考えております。きちんと端末をそろえ上で、また、Wi-Fi工事も必要ですので、そういったところも済ませて、万全の体制で来年度に向けて活用できるようにというところで、しっかりと体制を整えてまいりたいと思っております。

また、現場の責任者についてですけれども、管理職もきちんと今回プロポーザルにも入れましたし、現場のICT担当についても1名ずつ入れたところで話をしております。また、総括的な責任者として教育委員会からは音成指導主事を据えて、きちんと業者等とも連絡を取らせておりますので、きちんと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

業者との対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、こういうコロナ禍の中での導入ということなので、学校で先生たちがいらっしやるときの指導というか、研修は非常によくできると思うんですが、実際、自宅に持ち帰って端末を扱って、直接学校側と児童・生徒がやり取りするという場面が想定されると思ひますけれども、この資料だけをお見せしていただいてもちょっと十分把握できないんですが、児童によっては、保護者が十分な先生のような知識を持ちませんから、児童・生徒のほうで指導的になってするような場面も多くなるかと思うんですが、自宅での操作体制という

のは、十分対応できるようになっておるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

新型コロナ対応というところで、端末も準備しましたので、自宅での活用というところも十分考えております。

しかし一方で、まずは学校での活用というところを第一に考えていきたいと思っておりますので、毎日の持ち帰りとなりますと端末の破損もかなり危険性が出てくるのが1つと、充電についてもきちんとしておかないと1日の学校での授業で活用できないというところもありますので、まずは学校の日々の授業の中で朝の会からしっかり活用していきたいと思っております。

また、家庭での利用につきましては、1つ考えているのは、長期休業、夏休みあたりに長期間自宅に持って帰らせて、そこで、例えば夏の友とか与えている分をデジタル教材に替えるといったところの活用を考えられると思います。

それから、オンラインで子どもと、ZoomとかGoogle Meetを使って、動画を使って先生とやり取りするといったところも長期休業中に一回は実施したいと。数回実施できればいいんですけども、先生たちも端末が入って取得しなければいけない技能等もたくさんありますので、そういったところで、夏休みの休業中に持ち帰りというところは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

教育長にお尋ねしますけれども、資料が結構たくさん、抜粋とはいえ、11ページから26ページまでありましたので、その中でちょっと私も分かりづらいところがあって、今、末次議員の質問の中でA社は、要するに今回されたところは令和4年3月までサポートされるような答弁でしたよね。ですけど、資料の16ページ、2の導入支援というところ、導入期、運用期、全校活用期というところ辺を読ませていただくと、運用期の令和3年4月以降からはコールセンターというのは、来年3月31日が無償提供までが提供だから、その後は有償ということでしょうか。それから、ICT支援員は令和3年4月以降は追加提案、この追加提案

は有償ということでもよろしいんですかね。

要するに、そういうふうにして結構有償、サポートによっても有償が発生しますが、今回はあくまでもこの契約だとは思いますが、その後はやはり次の予算のときとかにそういうサポートか研修とか、そういうのを盛り込まれていく計画ということでこの事業は読み取ってよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

資料の16ページでいいますと、サポート体制としては先ほど言われたように、令和4年3月31日までということになっております。ICT支援員等は追加ということですので、これは有償となりますので、今回は入っておりません。

そのほか、有償の提案というのがありますけれども、そのことについては、また今後必要性を考慮して、予算化するかどうかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

資料の4ページ、工程表が添付されておりましたけれども、この添付資料の中に教育委員会と学校参考のところの研修会が11月下旬から予定されておりますけど、これは職員も児童・生徒も含まれたところの研修会でよろしいのでしょうか、それとも教職員向けの研修会なのでしょうか。それとあと2点目は、この研修会をどういう時間帯で予定される計画なのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

研修会につきましては、教職員をまず対象というふうに考えております。

端末がないのに研修ができるのかというふうな疑問を持たれるかと思っておりますけれども、今回導入しようとしているクロムブックについては、OS上でいろいろなところにアクセスしていくというところですので、G suite for Educationというものを使ってやりますので、

今Windows端末でもグーグルのアカウントを与えて、そこに入っていけばイメージ的に、例えば、クラスルームをつくるとか、子どもたちに課題を与える方法であるとか、朝の会で健康チェックはこういうふうにするとか、そういった研修ができることになっております。

ですので、まずG suiteのアカウントを教職員に配付した上で、その活用イメージ等を研修で培っていくというところで、教職員を対象にしたG suite for Educationの研修を行うというふうに考えております。

時間につきましては、もう1月、2月になると中学校あたりは入試事務等でかなり忙しくなっておりまいますので、冬季休業中にできないかというのを今検討中です。小学校につきましては、冬季休業中に実施するか、あるいは1月、2月に実施するか。恐らく水曜日の放課後あたりが中心になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

一番この中で気になるのが、今後なんですけど、教職員に研修はされますけど、特別支援学級の児童・生徒が基山町には結構いらっしゃいますよね。その方にも平等な端末が使われていかなければいけないと思います。そのために、教職員の中にもやはりそちらに携わっている職員への研修、要するにそういう児童・生徒に対してどのようなやり方が一番ベストというか、効率的なのか、そういうところまで考えた研修というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

特別支援学級のお子さんについても非常に有効な端末であると考えておりますので、極端な話でいうと、特別支援学級の子どもに先に買い与えたいぐらいな教育機器でした。そういった点からすると、非常に有効に活用していただけるのではないかとこのように考えておりますので、特別支援学級の先生方にも同様の研修を行って、子どもたちにこういった活用の仕方があるかというところは学んでいただきたいと思っております。

個に応じた学習に非常に適した教育機器ですので、非常に有効に活用していただけるので

はないかというふうに期待しております。

以上です。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

公募型プロポーザルの審査結果についてお伺いします。教育学習課長、分かりましたらお答えください。

検査項目が9項目あって、8項目で学映システムが点を取られて採用される予定ですが、この中でも研修体制、サポート体制、先ほどから説明がありますが、そちらが優位だと。これは重要な項目だろうと思います。

その下の実現性ですね、これは業務遂行能力ということでやや劣るという形になっているんですが、この部分も非常に大事なことじゃないかなと思うんですが、この対応策というか、この業者になった場合、その劣る部分というのはどういうことだとか、指摘してそこら辺を補完する必要があると思うんですが、そういったことをどう考えているか説明願えますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

御質問のあった実現性の部分については、B社のほうが若干点数的には上回っておりますけれども、この部分については端末の納入時期について明確にもう一社のほうが若干早めの日程を出してあったと。学映システムのほうについても2月中の納期ということを守るところであったんですが、そういったところで早めの納入が可能だというような説明がありましたので、そういった部分でこちらのほうの点数は若干こちらが上回ったのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど教育長からも言われましたけれども、納期については、先日、打合せをしたときにきちとした形で2月中に納入して、その後、設定作業等、時期的に3月31日までの部分で設定作業、それから研修、そういったところまで合わせたところに入れていくようにということでこちらからも話をしながら、納入に向けて準備をしているところです。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

その実現性の部分については、これからも業者と十分打ち合わせしながら、スケジュールどおり遂行されることを望みます。

それから、支援体制、また、サポート体制についてですが、来年度以降の部分というのが支援体制、実際に事業が始まってからの体制と思います。それから、サポート体制、それ以外機器の問題とかいろいろありますので、そういったものに対応するのは来年度以降ということで提案は受けているから、そこら辺は進めながら、来年度の予算の中に入ってくる部分かなと。ただ、ランニングコストの問題になってきますので、そこら辺が十分確保されながら安価になるような格好で打合せをしていただきたいなど。多分、新規業者にその部分はなるというふうなことにはならないんだろと思うので、お願いしたいんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

サポート体制についても、実際、コールセンター等で教職員が実際に使った場合の疑問や生かし方、そういったところまでの相談ができるような体制を取っていただきますので、新規の事業になりますので、これから一人一人に端末を渡してどうなっていくかというのがまだ、これは基山町だけの問題ではないんですが、日本全国こういった形で初めて動いていきますので、その中でいろいろな課題であったり問題であったり、また、ほかの市町のほうでもいろんな取組はされていくと思います。実際、今回選定した企業についても、他の市町で導入実績等もございますので、そういった部分でよい部分は取り入れながらやっていきたいと思えます。

来年度以降、令和4年以降も当然続いていくわけでございますので、必要な部分については、そこは学校現場、それから、業者のほうとも話をしながら、必要な部分については予算化をしていくということで考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

サポート支援の中で、この中にはコールセンターのことがちょっと書いていました。22

ページによりますと、写真を見る限り、大体20名の方ぐらいがこの1室では対応されている。これは何室あるか分かりませんが、1室だと思いますが、そういった体制を取られるとなっているから問題ないのかなとは思いますが、通常メーカー、私どもが家電を買ったりしてコールセンターに電話しますと、フリーダイヤルでいってもなかなかつながらない。こういったことがあつてしまうと教育現場で混乱するし、対応が遅くなるということがありますが、そこら辺については、業者についてと打合せができていますかどうか、今受注している分、業務の部分もあつていますが、この人数でしっかり対応ができていますかどうか、来年度以降の話になりますけれども、今回契約したら1年間無償でということになっていますから、状況は分かってくると思うんですが、そういったトラブルがないようにお願いしたいんですが、そこら辺どう思っていますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

実際トラブルであったり、そういう保守の部分であったり、教育現場のほうは常に動いておりますので、コールセンターでの連絡が取れないという事態がないように、直接かからなければメール等で早期の対応をしてもらい、いろいろな方法があるかと思っておりますので、まず、こちら側の疑問、質問に対しては迅速に対応していただくような体制をつくっていくように考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

年度内の端末導入の可能性が高いということでちょっと安心はしております。それで、資料の16、17ページにサポート体制等をいろいろ記載しております。それとあわせて、4ページには今後のスケジュールも記載されておりますけれども、そもそも端末導入という基本的な考え方としては学校教育の充実で、主体としては児童・生徒の教育環境の充実ということが第一義だと思いますけれども、4ページのスケジュールに関しては、3月末までのスケジュールになっております。この4月以降、新年度になってから、例えば、この端末、実際に研修等を3月末までに進めて、実際に児童に貸与した後にどの段階までが教育の中で試験的な運用をして、そこで教育内容に対して進捗状況が十分進んでいるかどうかの検証を教育

委員会等で進める、具体的にどのあたりから学習内容に進めていくというようなスケジュールが全く記載されていないということですが、この辺に関しては選定業者の方と打合せをしてスケジュールをある程度組むようなことはされなかったのかどうか、また、それを今回議案資料に記載できなかったのかどうかということを伺います。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今回の資料につきましては、端末導入に関するものということで3月までのスケジュールになっておりますが、やはり子どもたちに実際に本格的に使わせるのは来年度ということになりますので、来年度の運用状況についてもしっかり業者とも連絡を取りながらやっていきたいと思っております。

そういった意味で、サポート体制のところでは申しますと、例えば24ページ、サポート体制の月ごとの報告等もいただけるように来年度はなっておりますので、業務記録を集計して分析してもらうというところが1つです。それから、アクセス記録を取れることになっていきますので、子どもの活用状況について各担任も把握ができる。また、教育委員会も学級での活用状況、アクセス状況について確認できるようになっておりますので、そういったところをきちんと見ながら、来年度きちんと定着するように業者と連携しながら見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

公募型プロポーザルということでやられているわけですね。9項目の評価項目の中で、企業評価の分ですけれども、実績とかいろいろ評価されているわけですが、それで、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、実績等を評価するに当たって、会社側から資料を提出されて、その中にいろいろ書いてあるわけですが、例えば、学映システムでは13ページに、例えば武雄市とか、新宮町とか、須恵町とか、久留米市とか、そういうところで実績がありますよというふうに言われているんですが、これはあくまで書面上ということ。A社、B社、C社、書面上での審査と。いや、実際、その幾つかに行ってその運用状況、評価、それも含めたのかどうか。まずそのことをお聞きいたします。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基本的には書面上での評価ということになりますけれども、ここの運用サポート実績でされている有田町には、うちの教育委員会から指導主事2人が行きまして、活用状況等も確認してきたところではございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは学映システムの実績ですよ。ほかのところの実績についても、そういうふうにしたのですか、いや、あとは書面上だけですかということなのか、それはどうですか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

もう一社の会社の実績としては、G I G Aスクール実績は、九州では1つの町、1,500台を入れた実績が1つあるというところで、どちらかという与企业系に納入が多い業者で、教育関係よりもそういったところに実績があるという、大きな会社ではありましたが、そういったところで企業評価がこちらの学映システムのほうが高かったのではないかとこのように考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もう一つ、ちょっと確認ですけれども、先ほど長期休校中にはオンライン授業を実施すると、これはどこでもそうだろうと。それで、過去に答弁されたかと思いますが、W i - F i 環境のない生徒については公費でやるということになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

以前、導入をする前に調査した段階では、約1割のところはW i - F i 環境が整っていない

いというふうな調査結果が出たところでございます。そこに対してどういうふうにするかというところは検討しなくちゃいけないんですけども、例えば、準要保護のところ補助をするところを1つ考えています。今、町費のほうで準備しようとしているところは、Wi-Fiルーター、ポケットWi-Fiのようなものを購入しようとしているんですけども、そこに差し込むSIMカードの契約について、例えば、長期休業中ですと、例えば、10ギガプランのSIMカードを1か月——1か月というか、10ギガがなくなるまでというふうな契約ができますので、そういったところを準要保護家庭に、かつ、Wi-Fi環境がないところに対して補助するところを検討しなくちゃいけないのではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

僕は教育自体というのは先生との問い面の授業が主力であって、それが一番大切なんだなというふうに常々感じております。オンライン授業になったのは、新型コロナで授業ができなくて、それから始まったというふうに理解しております。だけど、新型コロナはずっと続くわけでもないし、平常な状態に早く戻ってもらわなきゃ困るので、そうなったときにどういう効果を期待して、今回こういう端末も導入するのか。その辺をしっかりと検討しないと、そもそも授業ができなかったときのためじゃなくて、先生との授業は当たり前これから行われるわけですね。その辺との兼ね合いというのはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。その辺をしっかりと持たないと、どっちが主力だか分からなくて、本来の先生との授業がおろそかになっちゃうんじゃないかなという危惧を僕は持っているんですけども。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基本は、今おっしゃったような先生による子どもたちと生で顔を合わせながら一斉授業をする、友達との学び合いというところが基本だと思っております。一方で、最先端の1人1台端末を導入することでどういうところに期待しているかという、例えば、授業が終わった最後に習熟度を見るために練習問題を3問しなさいとかいうことで一斉に練習問題をさせているわけですけども、やはり子どもによって理解度も違いますので、それぞれ進度も違

う、理解度も違うというところで、最後の活用の練習のところを、じゃ、タブレットを使って練習問題に取り組みましょうと、分からないところは端末だったら振り返りのところに戻ることができるといったところで、個に応じた習熟度のところが非常に充実してくるのではないかなというふうに考えております。

それともう一つ期待しているところは、例えば、不登校対応ですね。なかなか学校に来ることができない子どもに対して家庭訪問をしてもなかなか出てこないといったところの子どもに対してオンライン授業ができないかとか、1日に30分でもいいから先生とミーティングという形でつながることができればいいなど。そういった不登校での活用もこの端末を有効利用することができないかというのを考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

もう一つ、先生たちも非常に校務が多様ですよね。その中に、また端末機とのあれもやらなきゃいけない、それでの指導も考えなきゃいけないということになると先生が非常にその辺は大変になってくるんじゃないかという危惧があるんですけど、その辺については現場ではどういう話をなされる予定なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに現場の先生たちは日々の授業、教材研究並びに学級事務等で忙しい中に、また新しいものが入ってきて、たくさん覚えることが出てくるということで、もしかしたら負担感もあるのではないかなと思っています。

ただ一方で、電子黒板が入ったときもそうでしたけれども、最初はそういった抵抗感もありましたが、今ではやはりなくてはならないものというふうになってきています。そういった点から考えると、この1人1台端末も、最初は若干慣れるまでは抵抗があるかと思いますが、一、二年たてば、これがないとなかなか授業ができないと、とても助かるというふうなことになってくるということを期待しておりますので、最初は少しハードルが高いかもしれませんが、徐々になくてはならないものになってくるかと思っています。

最初は、きっと子どもたちが端末の使い方とかが分からなくて、授業内容よりも端末の使

い方で、はい、はい、先生ここが分からないとか、僕のは止まってしまったとか、何とかちゃんが違うところを見ているとか、いろんなトラブルが出てくるかと思っておりますので、そういった点からも、電話によるサポート体制というのはありましたけれども、各学級で何らかの支援体制ができるようなことも少し考えなくちゃいけないかなということは考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひ希望なんですけれども、これは最終的には学力向上のためですよね。なので、その辺の目的を十分忘れないで、先生の負担も最初はどうしても新しいことをやるとなると、いろんな抵抗があると思うんですけれども、その辺が十分解消できるように教育委員会と現場の先生たちといろいろ話合いの場を持って、有効な教育にしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私が今までこういう備品の購入にプロポーザルを活用したというのは初めて見るんですけれども、話を聞けば、今回の場合はそれでよかったのかなというふうに思っています。

ただ、審査に企業評価を入れたというのは、私はこれはあんまり好ましくない。2番目から9番目までの評価項目、これは必要だと思えるんですけれども、1番目の企業評価を、2番目から9番目を審査する中でこの企業を評価されるというふうにしないと、実績だけを基にすれば、新たな参入企業はなかなかできないという部分がありますので、これについては今から先、もしこういうことをされる場合は、ぜひともこれについてはまた考えを改めてもらいたいというのが1点です。

それと、今回1,340台が数量として出されています。小学校、若基、基山、それから、基山中学校を出されていますけれども、これは先生の分も一緒に導入するという形で1,340台になっているのかというのと、もう一つは、若基小学校が223台、これは来年度の生徒数が若干変わるかもしれませんが、令和2年度で今233人というふうに私どもも聞いて、小規模特認校を導入しますよというのがありますけれども、これが若基小学校は223台に

なってくると、先生の部分を引けば190人か、それぐらいで計算をされているような実績になりますけれども、これについて説明ください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

台数については、令和3年度の生徒数に合わせたところで全体の台数をしております。実際、今年度中に端末が入ってきますので、その部分で基山小学校と基山中学校、ここの部分のところで数の調整というのを実際、来年度、若基小学校が減って、基山小学校が増えるというところもありますので、全体の数としては、ここでお示ししている223台というのは令和3年度の部分ということで、総数としては生徒分、それから教師分、その部分も満たしたところの台数ということになっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ですからね、223台の中には先生たちの部分も入っていれば、生徒数は190人ぐらいで想定されてこの223台というのを出されているんですかというふうに聞いていますけれども。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

総数の部分での話でさせていただきますけれども、1,340台というところで生徒の分、それから担任の先生の台数と予備機の分ということでの総数ということになっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

すみません、ちょっと私の聞き方が悪いんですけども、私は、予備費はもう入れているんだと。しかし、実際、若基小学校は生徒数が増える可能性もなきにしもあらずという部分で、この223台では足りない可能性が出てくる場合があると。基山小学校が余ればそっちから回してもらおうと、総合運用もできるだろうとは思いますが、この根拠が今年度の生徒数に基づいて出されたということ自体が、例えば、基山町の将来の人口移動も含める中で

ですけれども、せめてここ二、三年の生徒数ぐらいは予測しながら導入すべきだったのではないのかというふうに私は思いますけれども、そういうところまで今回は配慮していないと、もし生徒数が増えて備品が足らなくなれば、また来年度補正予算でも購入しますよという形なのか、そこだけ確認してください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

台数については、6月に予算を上げさせていただきましたけれども、その時点での来年度の人数見込みということで上げさせていただいております。もしそこで今後もまた人口増等によって不足台数が出てくるということになれば、補正予算なり当初予算なりでその部分の台数についてはお願いすることになるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

次に、議案第39号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第39号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。

議案書の2ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4 ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5 ページ、第2表 地方債補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3 ページお開きください。

歳入の部、14款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款、諸収入、5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21款1項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

11款4項1目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は、今回の補正予算は災害復旧をしていく上で大変重要な部分でもあるし、しなければならぬというふうに思っておりますけれども、今日まで来た過程の中で、問題点があるのではないのかなというふうに思っています。台風10号によって小学校の体育館の屋根が破損したということで、9月17日の全員協議会で私たちもこの経緯については説明を受けました。その中で、1つは屋根の修復を業者といたしましょうか、応急修繕の費用を負担してもらって

行ったというふうな説明でした。本来、こういう災害復旧に伴う部分でこういうふうは無償によって応急修繕をしてもらうことが民間と一自治体との関係で本当にいいのかというのは今でも私は思っています。

その中で質問ですけれども、この全員協議会の中では基山建設業協会に体育館屋根の応急対応の見積りを依頼したというふうにならなっています。そして、足場を組んでいただいた。そして、屋根等を扱う民間企業に応急修繕をしていただいたというふうになっています。

そこで、まず1点ですけれども、基山建設業協会には足場を組んでいただいておりますけれども、これについてはきちっとかかった費用については支払いがされているのかというのが1点です。

そして、なぜ屋根を修復された企業に費用を負担してもらったのかという部分の問題点についてお答えください。

それから、今後、例えば庁舎、体育館、町民会館にしてもそうですけれども、こういうふうに自然災害で屋根、外壁が破損した場合は、それぞれ3施設には建設主が、その当時の会社は今ありませんけれども、今から先、基山町は下請等で入った会社等に無料で修繕をしていただきますよというふうな扱いにしていくのかという部分をはっきりしなければならないのではないのかなというふうに思っています。これについて、まず説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

9月15日に基山建設業協会に足場を設置していただいておりますけれども、この部分についてのお支払いは既に済ませているところです。

応急修繕について、ここは台風後に設計業者、それから、工事業者のほうと話をした中で、今回応急工事についてはその業者のほうでやっていただくというところで話をさせていただいたところです。

今後の災害復旧についてどうするかということにはなりますけれども、災害の内容、それから、破損の状況、そういった部分を想定しながら、その時点その時点での話合いということになると思いますので、今回は業者との話合いの中で応急復旧工事についてはやっていただいたということになるかと思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

例えば、新しく建物を造ったと、例えば、今回基山っ子みらい館、そのときには一定程度、瑕疵担保期間がありますね。その間にもし何かあったときには、場合によっては施工企業のほうに修復、補修等をお願いする場合があるかもしれませんが、今回の体育館は建設から十二、三年がたっているんだという中ですよ。まして、施工主の会社は今廃業されているものだから、その仕事をただ下請でされた業者の方に、そして当時の設計会社に見てもらって、そして、修繕をしてもらったと。修繕をしてもらうのは当然、早くしてもらなければなりませんので、その当時の下請業者または設計会社等に見てもらうのは分かりますよ。

しかし、私が問題にしているのは、無償でしてもらったというところに問題があるんです。きちっとやっぱり、かかった費用は払うんだと、それでお願いしますと、議会にかける暇がなかったら、そのために予備費というのがありますからね。予備費充用してもするべきなんだと。予備費で足りない場合は当然補正予算を組まなければなりませんけれども、それを無償でしてもらったというところに私は大変問題があるというふうに思っています。

それと、先ほど答弁でもなかったんですけれども、なぜ無償でしてもらったのかという答弁をもう一回してください。

それから、今後こういう事案が発生した場合はどうするのかという形で、場合によっては今回みたいにしてもらい可能性もありますよというふうな答弁でした。こういう考えがまず間違っているんじゃないのかなど。先ほども言いましたように、企業と役場、自治体と対等な関係でするときに無償で、例えば見積りなんかは、場合によっては出てくる可能性がありますけれども、工事自体を無償でしてもらおうという発想そのものがおかしいのではないのかと。こういうことをすれば、場合によっては、今回の場合もそうですけれども、応急処置をした本工事は、今回修理した企業は基山町に入札申請がない企業だというふうに思いますね。専門的な企業、そういうのを発注したことがありませんから。そうすると、企業はやっぱりどうにかして次の仕事をもらいたいんだというふうなことになるかもしれませんね。

そうすると、もし一步間違えば、官製談合になる可能性も十分あるんですね。今回の場合そういうことになったらいけないと私は思っていますし、当分ならないだろうと思えますけれども、基山町が足場を組むときには建設業協会にちゃんと支払いはしましたと言われました。しかし、屋根を応急処置した業者には払っていないと。なぜそういうふうに片方は払っ

て片方は払っていないというふうな扱いにされているんですか。そこも含めて、きちっと私たちに納得するようにしなければ、今回の補正を認めるということはその過程全てを認めるという形にもなりますから、今日までのプロセスをもう一度はつきりするようにお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回の基山小学校の体育館屋根については、先ほど申しましたように災害、台風通過後に屋根がめくれたというところで、当時の施工業者が今なくなっていますので、下請で入ってあった業者、それから設計業者、そういったところと話合いを持ちながら今後の対応ということで、その中で屋根の工事については業者のほうでやりますという話になりましたので、今回についてはそういう形になったということでございます。

建設業協会については災害時すぐをお願いしておりましたので、足場については支払いをさせていただいております。あくまで今回の案件について業者側との話合いの中で、無償で工事を行っていただいたということでございます。

○議長（品川義則君）

教育学習課長、一番最初に業者と話し合った経緯、いきさつ、それから、無償でやる経緯、もう少し詳しく答弁していただけませんか。重松議員はそこを一番質問されていると思うんですけれども。

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、施工のやり方というのが非常に独特で、ほかのところはありません。業者の人、十二、三年で瑕疵担保期間は過ぎていますが、じゃ、ほかに今回の台風でのやり方でやったところで同じような状況になっている、いわゆる剥がれるという普通は考えられないことが起こっているわけでございます。そこでまずは業者側に瑕疵がないかどうかというチェックがしたかったんですが、そのチェックをすると次の台風とか来る可能性があったので、暫定でやる必要もありましたので、そのあたりのところを話し合った結果、瑕疵がなかったという自信をはっきり向こうは、まだ指摘はできなかつたので、だったら、取りあえず直していただいて、その後、そのチェックをして、もし瑕疵があれば、全責任で直してもらわなけれ

ばいけないし、瑕疵がない場合には次のまた入札のとき等——その業者は入らないと思いますが、ほかの業者が取ったときにその下請とかに入る可能性は残すことができるんじゃないかと、そういう話をいたしました。

その結果、足場ができているのであれば、取りあえず仮であれば自分のところのピンをつけるだけですのでコストもかかりませんから、ということがその業者及び責任を持っている専門の総合設計のところからそういう話がありましたので、であれば日にちが迫っているのでということで、何時間かでその作業をやっていただいた記憶がございます。そこは円満に話し合っただけで一番いい方法を取ったつもりでございますので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

結果として検査というか、その後のチェックをやりましたけれども、このチェックも、そのチェックがやれるような業者がどこもないというのがありました。あとはだから、耐久試験とか、強化試験というか、設計上の強度が保たれているか、そういうチェックを専門の人と一緒にやった結果、少なくとも設計上の強度は守られているということだったので、あの場所によほどの突風が吹いてもう仕方がない現象が起こったんであろうという結論が、臨時の工事をした後にそういう結果が出ておりますので、それ以上のことを業者の人に求めるようなこともしないし、場合によっては大きな過失があった可能性もある段階の話でございましたので、業者のほうもそれを理解してやっていただいたというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

過失があったかなかったか、ここで私が議論してもそれは分かりません。ただ、建設からもう13年ぐらいたっているんですよ。そこを過失があったかなかったかというふうな言い方で今からするんだったら、例えば、タイルは今、ぼろぼろ、例えば町民会館は剥がれて、補修に相当、今お金をかけていますね。そういうのも、じゃ、もともと施工に過失があったのかなかったのか見ているかという、そういうことはないんですよ。瑕疵担保期間が過ぎればそこをそんなにしても、これは逆に言えば裁判じゃないんですけども、施工会社は絶対認めませんよね、過失があったという形は。だから、私は、今回の場合はなぜきちっと予備費を使わなかったのかと。金額の問題とかじゃないんですよ。安かったから業者がちょっと

来てビス止めして止まったとか、そんな問題じゃなくて、足場を組むにも当然お金がかかって、それについては費用も払っているんだと。そして、屋根の応急処置についても作業員が来て屋根に上って、そしてビス止めしたりして当然費用がかかるんです。それについてきちっと支払いをしておけば何も問題がないのを、無償でもらったということ自体が、官の在り方、そして、民との在り方、そこに問題が生じてくるのではないのかというのを申し上げています。

建設課長、今回の場合、もし施工会社に過失があったのかなかったのかを調査しようと思えば、調査できたんですか。私はですね、もう十何年もたってから、よっぽどのことがない限り、例えば、全面的に屋根が吹き飛んだという部分とは今回違う。確かに風が強くて当たってそこがめくれ上がったというふうな中身ですから、そういうところできるんですか。私はそこがですね、町長は言いましたけれども、長引けば次の台風が来るかもしれないから、早くしておかなければならいと。早くしなければならなかったら、予備費を使ってきちっとまず応急処置をしてくださいというのが当然の筋じゃないんですか。

建設課長、それが今から先の長寿命化計画を含めてこういう公共施設を管理していく上では必要なことじゃないんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今言われました経年過ぎたものについて確認ができるかという回答に対しては、最初に答えを申し述べれば、部分的なビスの強度なり、そういったものはできると思っております。というのも、建築基準法第20条に構造耐力といいまして、建築物の構造上安全でなければならないという決まりがございます。それに基づきまして、技術的な詳細な基準が施行令第39条、これは屋根のふき材等ということで規定がございます。このように、確かに部分的な部品の劣化等によるいろいろな不具合等は致し方ない部分ございますが、全体としての強度は安全に保たなければならないという法定的な決まりがございますので、今回それがちゃんと設計で満足しておったか、設計が満足しておって、また施工がその設計どおり行われておりましたか、そこを確認することによって瑕疵等の部分が見えてくるというのは当初からございましたので、今回その流れを御説明いたしますと、まず、屋根材を全て固定ビスというので押さえられて風などで飛ばないようになっておりますので、この引っ張り強度と

というのが基準上の規定がございます。計算上でしますと、1本当たり0.6キロニュートンを上回るというのがございまして、今回そういった引っ張り強度の、アンカーでよくやりますが、試験機がございまして、そこで行いましたところ、ビス1本当たり2.17キロニュートン、これは設計数値の約3.6倍という数字がありまして、固定ビス等、十分機能しているというのがございましたので、今回はあくまでも台風での突風、強風によって何らかの原因で剥がれたものという形で考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松田町長。

○町長（松田一也君）

図面と施工が必ずしも一致していなかったんです。だから、その強度計算は後でしかできないので、それはひょっとしたら重大な過失があったのではないかと、そういう疑いがその時点ではあったということです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

同じく基山小学校の屋根の件なんですけど、これは技術的な話が入っていますので、建設課長にお伺いします。

まず、全員協議会のときに建設業協会から足場を組んでもらった時点でチェックをしたいということがありましたよね。そのときにどういった検査をして、原因がつかめたのかつかめなかったのか、まずその点、詳細説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、足場を組んで上った時点では、風の通り道と思われる推測の中での現状は把握できました。そういった中で、実際当然ビスが残ったままで金属の押さえられた屋根材が切れる等の部分もございましたので、そういった中では、あくまでも目視での確認はできましたが、やはり、今先ほど言いましたように、実際屋根を押さえているピンの強度を見ないと、現実強度が不足していた場合もありますので、その辺でそういった検査機械を用いた確認が必要だというふうに、そういった現状を見ながら考えておりました。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

となると、ビスが残った状態で屋根は剥がれていたとなると、今度押さえ金具の問題とか、そういった強度の問題等、要するにビスの部分では引っ張り強度、そのときで多分試験はやられていないと思いますけれども、問題なかったんじゃないかという判断をされたと思うんですが、そういったことが考えられる。もしくは、その当時の話では物が飛んできて剥がれて、そこから強風が入っているというふうなことも考えられる。そういったものも検討されて原因はある程度想定できていたということでもいいですかね。

それと、今度の仕事ですね、屋根の張り替え、この中では防水に関するシートの部分は重ね張り、これは二重構造になりますからプラスになるほうで問題ないかなど。その上にまた屋根材を同じ新品の材料で張り替えるような図面をいただいていますので、そうした場合に前回、要するに原因とされるものがかめておれば、そこを補強しておかないといけないし、対応しておかないといけない。復旧工事ですから、同じものをつくるといってもそこは大事なところになってきますから、そういった対応ができているのかどうか、今回の施工ですね。そこら辺は、建設課長どう判断されていますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回の復旧の内容といたしましては、まず、やはり一番弱いとされておりますケラバ唐草の側面になります。資料の図面の29ページの下のほうに拡大図を示しておりますけれども、屋根材の外側で吹き上げ等で一番風が当たりやすい部分、ここにつきまして今回、この引っ張り試験のときにもビスの性能試験を同じようなコンクリート部分で行いました。そこでビスの口径を6ミリ、今5ミリが使われております。これで基準では大丈夫なんですけど、そういったものを6ミリに長さを替える等、十分な固定がなお一層発揮できるような仕組みで今回対策を取っていかうと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今の話になりますと、ピンが残っていたとなると引き抜き等は十分じゃなかったのかなという気がしますけれども、そこをまたさらに補強しておく。逆に言えば、剥がれたとなると、それをピンに止める押さえの金具とかバンドとか、いろいろあると思うんですけど、屋根材を固定する材料のほうに問題はなかったのかというのは十分検討されたのか。

それと、今後の問題ですけれども、いろんな公共構造物ありますけれども、やはり最終的な検査は図面どおりできているかどうかというのが竣工検査で一番大事だと思うんですけども、そういった面で、当然起こるか起こらないか部分を検査するというのは難しいんですけども、やっぱり規格どおりのものができているかどうかの確認は十分していただきたい。この点についてお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ちょっと説明が漏れましたけれども、先ほど言われましたように、当然固定ビスの強化もやるんですが、それを押さえる屋根材を固定いたしますので、座金等、あるいは敷物、そういった広範囲に力を分散させて引きちぎれにくいような形での補強を考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

先ほどの重松議員の質問でありましたように、教育学習課長、また今後こういうケースがあった場合は、またケース・バイ・ケースで対応しますというふうな言い方をされました。結局、基山町の応急仮設費等に対しては、今後ともこういうケースがあった場合は瑕疵担保なり、そういうものを提案して業者からまた取ると、そういう考えで今後やっていくんですか。私は当然瑕疵担保じゃなく、取りあえず応急仮設工事費については町で負担すべきであって、業者に負担させたということは、公正な取引、契約、公正取引委員会じゃないけど、優越的な契約、業者をいじめる契約、そういうふうになると思うんですよ。

町長は、今後もこういうケースが出たら瑕疵担保を含めて業者にさせることも可能というような答弁をされています。私は絶対、これは今後やるべきじゃないと。こういうことをやったら基山町は業者いじめしているぞと、そういうふうにつえられかねないと思うんですよ。私はここを最終決断で、業者に金を払わなくて応急仮設工事をさせるというふうな政策

決定をしたのは教育委員会なのか、町長部局なのかも含めて、最終的には今後ともまたこういうケースがあったら、そういうふうにするというふうな発言がありましたけど、今後ともそうなのか。こうなれば、もし今後とも災害が起こったときとか、瑕疵担保まで含めて——ちゃんと瑕疵担保期間3年間とかあったら別ですけど、こういう台風が来たときには施工業者に無償でさせるというふうなことは今後も続けられるんですか。先ほど町長、また、教育学習課長も、またこういうことがあったら、そういうケースもあるような発言がありましたけど、その辺ははっきり、町長、副町長、どちらでもいいですけど、教育学習課長、その辺ははっきりしていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますが、図面どおりの施工がされていない疑いが非常に強かった。（「そがんとは関係ない」と呼ぶ者あり）いやいや、でも図面どおりの強度が保てない工事をするというのはおかしくないですか。

○議長（品川義則君）

町長、答弁をお願いします。（発言する者あり）

○町長（松田一也君）

いやいや、だから、途中でそういう声をかけられるから言っているわけですよ。だから、繰り返しになりますが、図面どおりの工事がされていない、ビスもタイプが違っていたし、違う工事がされていた可能性が高かったので、そのチェックをするのに、結局は向こうの言い分は、これでも十分な強度が保たれていますということでしたけど、その強度計算とか強度の検査はその時点ではできていないので、それは重大な契約違反の可能性があったというのがまずその時点での話でございます。

そして、それを分かった上で、とにかく急いで自分たちがピン打って取りあえず仮工事だけしますからというお話で調整がついたので、ああ、そうですか、じゃ、よろしくお願ひしますという話なんですけど。もちろん、そういうケースがほかに起こってくるというのは、まずは20年以上過ぎている、こういう建物でそういうことが起こるわけではないし、独特の工事をやっているということだと、例えば、基山っ子みらい館の部分的にはそういうのもあるとかと思いますが、それもそういうのがどの時点でどういうふうにかかるかによって全然

違ってくるとお思いますので、それもまた全然最初の設計と違うような工事がされている、手抜きみたいなものがされているのであれば、それは当然、その時点で分かるわけですから、そういう場合は何らかのペナルティーなり業者のほうに責任を取っていただくというのは当たり前のことだというふうに思っております。

もちろん、そのとおりにされているのであれば、業者にそれを強いることは全くないと思っておりますけど、今回はその可能性があったし、それに対して業者のほうも自分とことと、そういう話だったので、そういう形でやらせていただいたということです。

もっと言えば、検査の結果、悪い結果が出たらもっとひどい話になっていて、こちらは業者に対して何がしかの損害賠償でも求めなきゃいけないぐらいのことだったと私は思っているところがございます。ただ、強度計算と検査で一応の強度を保っているということだったので、そのやり方でもいいというふうな結論に今なっているだけの話でございますので、そういうまれなケースがほかに出てくることがないという確証はありませんが、それがなければ当然おっしゃるような、そういうケースになるとは思いますけれども。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、施工業者のほうには責任はないということになれば、この応急仮設工事費についてはその業者に払われるんですか。費用は。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その検査結果でなったら払うという、そういう約束ではなくて、業者のほうがここは自分のほうでやらせてくださいということなので、そういうことでやっているの、後から払うことはありません。

それから、基本、設計どおりにやっていないというのは事実なわけですから、強度検査でどんなに強度が出ていたとしても、そこは逆に言えば、計算上のことだし、分かりませんし、本来は設計どおりにやるのが当たり前の業者のやることだというふうに私は思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは平行線ですけど、私は基本的に、そういう応急仮設費用、工事費用を業者に払わせるということ自体が間違っているんじゃないかと言っているんですよ。当然基山町の施設で基山町が損害を受けたら、その費用、もしこれを、費用を払ったら国庫負担金、応急仮設費も補助対象も出るし、共済金からも出るんですよ。何ら一業者に応急仮設工事を無償でさせると、そういう優越的な契約、行為をすべきじゃない。当然その費用というのは町が払ってでも、ほとんど今度の予算書で見ても全額国庫補助なり共済金から出ているでしょうが。そういうことを基山町の優越的な契約で一民間企業をそういうふうにさせてはいけないということをお願いして、質問を終わります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

若基小学校の防球ネットの災害復旧修繕でございますけれども、資料の30ページでございますけど、私は若基小学校の開校前からこの防球ネットの近くに住んでおります。開校以来、少年野球なりソフトボールの愛好家の方のボールがオーバーフェンスをしてボールが飛んできておりましたので、田畑に飛んでくる分については拾って隅のほうによけておけば子どもたちがまたいつか拾いに来るといったことだったんですけども、この頃は下の町道城戸1号線の車の数も増えていきますし、それから、住宅が4軒、5軒と建っております。オーバーフェンスをしてボールが飛んできて車に直撃したり、あるいは住宅の屋根に当たると大変なことだと思っておりますが、今回の修繕については災害復旧ということなので、今までの原状を復旧するというところだから、面積、高さ、そういうボールを止めるエリアというのは今までと同じ、あくまでも原状復旧なんでしょうか。そこをお伺いいたします。それとも、一部でも高くしたり広くしたりしてボールの飛ぶ確率を減らすということなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回の修繕に関しては災害復旧ということになりますので、現在、設置しております防球ネットの部分の修繕ということで、ネット自体の全体の面積というのは変わりません。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうしましたら、役場のほうにその近くの住民の方からボールが飛んできますという苦情とかはあるんでしょうか。それと、万が一通行中の車に、実際ボールが飛んできているわけですから、当たった場合、あるいは屋根を直撃して瓦等、住宅を破損した場合の補償というのは、基山町はどういう形でされる予定なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

実際、近所の方からそういうことで教育委員会のほうに御連絡があったことはございます。その内容について調べましたところ、通常では使用しないような、ネットに向かってボールを打ってそれが越えていったというような形でしたので、そこの使用団体へ教育委員会のほうからも注意を行っておりますし、また、看板等もバックネット側、それからグラウンド入り口のところに張り出して……（発言する者あり）学校行事等で出た部分については補償というのは、今共済のほうでありますけれども、通常、使用者の瑕疵によって損害を与えたという場合は、使用者の方のほうに損害賠償をしていただくというような形にはなるかと思えます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

あと、井上教育学習課長は現場をよく御存じで、少年野球とかが使われるとき、普通の少年野球の方が使われる範囲では、あそこは簡単には越えないというふうに私たち住民としては考えていいわけでしょうか。それとあと、今後、防球ネットの範囲を高く、あるいは広くしようという考えというのは今のところ基山町は全くないんでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

私も、今おっしゃったように少年野球の関係者でございますので、使用方法については、

特に子どもたち、それから保護者の方についても、そういった外にボールが出るような使用はしないようにということで注意をさせていただいております。また、総合体育館のほうで若基小学校のグラウンドを借用する場合にもそういった声かけ、実際借用のときに台帳をつけていただきますけれども、そこにも使用上の注意として明記して、そういう他に損害を与えるような迷惑をかける行為についてはやらないでくださいということで、注意書きも付け加えさせていただいております。

そういった部分で対応をしておりますので、現状のネットを増設するというようなところは今のところ考えておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

関連のところでお尋ねします。

若基小学校、基山中学校の今回の台風の復旧のところですね。今、末次議員が尋ねられた防球ネットの張り替えの件ですけど、ちょっと見させていただきましたら、すごい長さで、一番下の地面のところは全部ほぼほぼ取れていますよね。でも、今でも学校関係、いろんな授業もやっているし、今おっしゃっていたように少年野球とかもあっていますが、早めの工事が必要な状況だというふうに判断してよろしいのでしょうかね。

それから、高さ2メートルで110メートルというところですけど、結局、今ある防球ネットに対して2メートルを寄せるというか、二重に下だけになるということでしょうかね。そして、その部分でまた土の中に埋め込む、そういう工事がなされるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

災害復旧工事については、県のほうにも事前着工届のほうを出して、早めの着工を考えております。ネットのほうですけども、ちょうど高さ2メートルのところにワイヤーがありますので、そこから下の部分を張り替えて、地面に設置する部分についてはそこで止めてネットが動かないように、グラウンド内から外にボールなりなんなりが外に出ないようにしっかりそこを止めて安全に固定させるというふうな修繕の仕方を考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

次に、基山中学校のプール管理棟屋根ですね。これは50平米、私はよく分からないんですけど、あの屋根全体を替えるんでしょうか、それが50平米になるのでしょうか。屋根の頭とか、いろんなどころが割れていますよね。確認されたと思いますから、今回台風でずれたり割れたり、そこだけで50平米なののでしょうか、それとも屋根の全体が50平米で、全体をやり直すという工事になるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

プールの管理棟、資料の31ページの部分になりますけれども、この50平米というのは全体ではなくて部分補修というような形になります。屋根の、スレート瓦になりますけれども、割れている部分が大きなところで2か所、それから、小さな部分で破損しているところで10か所程度ございますので、そういったところの部分補修を行っていくようにしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これこそさっきじゃないけど、相当年数がたっているんで、今回の台風でかなりの被害があったと思うんですね。末次議員と一緒にですけど、全部を替える必要があるんじゃないでしょうかね。そういうふうに私は見ましたけれども、あくまでもこういう災害のときは復旧が前提とは思いますが、あのときがたまたま、もちろん台風はニュースでもすごい風速というところで休校になっていたからよかったし、また、時期的にプールを使う時期でもなかったからいいものの、本当にああいう風が確かに強かったのは強かったけど、全体の屋根を見直す必要があると思いますけれども。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回のプール管理棟の屋根については、先ほど申しましたように、部分的に12か所ほどの破損になりますので、これによって屋根全体を替えるということではなしに今回は破損して

いる箇所を直していくというふうなところで考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

2つほどございます。

まず1つ、先ほどお話に戻して申し訳ないのですが、さっきの小学校の体育館の屋根がめくれたということで、仮の応急処置の費用の件でございますね。こちらを重松議員や鳥飼議員の御意見では、そういうことをさせてはいけなと。少しのお金でも払うべきであるということ。しかしながら、町長のほうは特別な独特の施工方法であったと、図面どおりではなかったと。しかしながら、建設課のお話では施工ミスではなかったと。このお話を伺って、施工業者が下請業者のほうの完璧な過失がなかったという保証がなかったということで、こちらでやりますと。それを簡単に受けていいものであるのかどうかというのが私には疑問が残ります。

施工ミスではなかった、図面とは違っていたとしても、施工ミスでなかったとすれば、そこでいま一度その業者と話をして、どうするかという話合いの機会がなかったのかということ。今からでも、もしそうであれば、やはり官と民とのつながりというものにも平等性は保たなければならないと思うので、そこをどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたい。これが1つでございます。

もう一つ、資料の31ページの基山中学校の校舎の技術室棟の屋根の撤去と新規施工というところでございますが、これは私、伺うところによると以前にも一回雨漏りがしているとか、そういう話はなかったのかと。そういうのを言っていらっしゃる方がいらっしゃるからですね。もともと何年ぐらい前にこれは手を加えられたんだらうかと。今回台風も相当ひどかったから、またさらに雨漏りがしているとか、そういうのを伺いましたけれども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

最初の基山小学校の部分については、先ほど町長のほうも答弁されたように、今回は特殊な事情等もありましたので、業者との話合いの中で業者のほうが今回応急復旧工事について

はやっていただいたということになります。

基山中学校の技術室棟のほうになりますけれども、今回の台風によって雨漏りということで報告は受けておりません。技術室棟の、具体的に言うと階段の部分のところに屋根がありますけれども、その部分が2か所壊れておりますので、その部分の修繕を今回行うということで、昨年そのほかの技術室棟のほうの階段の部分、それから、柱のほうも腐食している部分がありましたので、そういったところの修繕のほうは昨年度行っているところです。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

まず、1つ目の小学校の屋根の件ですけれども、これは既に施工した会社がなくなっていると。要は監督責任というか、その下請が今回はやっていると。今回は特例だったからということでそれをスルーしてしまうと、やはりこの町は狭うございますから、いろんうわさが立ってまいります。だから、こちらはそうじゃないとしても、向こうの業者が自分たちがやりますと、私たちが理解していたとしても、周りのうわさはいろんなところに飛び火いたしますので、あそこにやらせているよ、町はと、そういう話も絶対出てこないとは限りません。ですので、そのところも含めまして、この町の状況も、本当に身近な町でございますので、そういうのが流れると皆さん基山町の評判というか、こっちはやっていないよ、向こうが言ったんだよと言ったとしても、そういうところも出てくる町です。正直言って。ですので、そういうところも鑑みて少しですね、施工ミスでなければ、多少の予備費が使えるのであれば、そんなにお金がかからないと業者が言ったのであれば、でも、そこに多少なりとも行政としての平等性と言おうか、やってくれると言ったからいいというのではなくて、もうちょっと考えていただけたらなというところで、私はそう思っております。

それから、いろいろな、先ほどの技術室棟とか、そちらのほうにつきましても、やはりどうしても修繕という形で続けていくしかないと思うんですけれども、あらかた時期が来ましたら、もうちょっとちゃんとした施工で、今後そういう災害がしょっちゅう来る可能性はありますので、そういう対応を含めて今後予算のほうも組んでいただけたらというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

答弁はどなたに。

○1番（中村絵理君）

もしよろしければ、教育学習課長お願いできましたら。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

先ほどからも申し上げておりますとおり、今回の基山小学校の体育館については特殊な事例というところで、屋根がめくれて、やはり体育館の屋根というところで、通常なかなか災害復旧についてもすぐに行う部分についてはいろいろな検証とかができにくい中で、業者のほうとも当日すぐに話し合いを行って、その中で屋根の応急復旧については業者のほうやるということで話し合いの中で決まったところでございます。

中学校の技術室棟のほうも年数としては古いところではありますけれども、今後も古い部分、特に授業を行う中で支障のないように今後も必要な部分については予算をかけていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

防球ネットの件です。これは末次議員があそこの下の道路ですね、非常に交通量も増えているし、危ないということであるんですけど、そこら辺の状況は教育学習課長もよく分かると思いますし、議員としては、天本議員が少年野球に携わっていました。少年野球で越えることはないのかもしれませんが、私はあそこで使用したときに何度もファールフライを見ているんですよ、頭を越える。ファールフライというのは道路と近いもんで道路に落ちるんですね。こう上がってこう。だから、基本的には非常に危ない状況、走っている車に当たるといって危ない状況にはあると思うんですよ。そこら辺、よく調査していただきたい。

それと、本来ならファールフライにならない、要するにバックネットは校舎側に持って行って配置できれば外野飛球で越えるというのは大人でも越えることはないと思うんですね。レフト側でも。それができない状況のスペースなのかありますけれども、本来はやはり外野飛球ぐらいであれば高いネットがあれば越えない。だけど、内野のファールで、もしそれができないとなれば、あちら方向の真上に上がるような球が防御できるような施設はやっぱり

必要じゃないかなと。要は学校の生徒がやる部分では問題ないとなれば、教育学習課としては問題ないという判断かもしれませんが、町民も使わせていただいている。使っている人の責任よという話はないんじゃないかなと思いますので、こちら辺については教育学習課のほうで調査していただきたいと。そこをちょっと答弁をお願いします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

現在、若基小学校のグラウンドの使用状況について確認したところ、少年野球、それから還暦野球、60歳以上の方、これは練習のみということで、あとはソフトボールチームが二、三チーム練習で使っているというところになりますので、使用の仕方、私も何回かソフトボールチームの練習等を見に行きましたけれども、練習自体でそれを越えるような形での使用は行われていないのではないかと。実際ソフトボールの試合等を行えば、そこでファールボールが道路側に落ちるといったようなこともあるかと思いますが、通常の練習ですので、今のところそういった危険性はそれほど大きくはないというふうに考えております。

今後も、学校グラウンドですので、いろいろな方が使用されると思いますので、今後もそういったところを注視しながら、もしそういうところでの修繕等が必要であるということになれば、またそこは検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

次に、議案第40号に対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、本案に反対の方の発言を許可します。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

9番議員の重松です。私は当初、反対までする意思はありませんでした。しかし、今の議

案審査をする中において大変問題が生じてきたと思っています。私は、労働の対価、仕事をしてもらった部分については予備費を使ってでもきちっと支払いをするべきなんだと。今回していなかったのは問題があるし、今からでもするべきなんだというふうな質問を当初しました。そして、いろんな審査をする中で、町長の発言、私、大変問題があるなというふうに思っております。議会ですから、皆さんがインターネットでも、町外の方でも聞けますし、今回施工をされた業者の方も聞かれます。

町長は、図面上の施工をなされていなかった、施工上きちっとされていなかったというのを言われました。ビスのタイプが違ったというの也被言われました。契約違反になるかもしれないということも言われました。そして、損害賠償の対象になるかもしれないということも言われました。今回この修復した企業にとっては名誉毀損にもなるような重大な中身を、町長はこの公の場で言われました。そして、今回災害復旧という形でめくれ上がったところだけを修復します。体育館の屋根全体をこの施工業者が行っているわけです。本当にそういうふうな町長が言われるような疑義があれば、きちっと体育館の屋根全体を見て、問題があればそのときの施工業者にさせることを本来は検討しなければならないような中身でした。

しかし、こういう中身がないがしろにされて、いや、もう修復費用分については業者だけをお願いして無償でもらいましたというふうな発想だったら、もし来年度大きな台風が来て修復していなかったところがまためくれ上がったとなったら、どうしますか。大変な問題が出てくる可能性がある。そして今から先、基山町のこういう施設、こういう問題はほかのところでも出てくる可能性は十分あるというふうに思っています。そのときに今回みたいな対応をすれば、先ほども言われましたけれども、基山町は一体何をやっているんだということを町民から追及されます。議会はなぜあのときにきちっと審議をしていなかったのかというふうなことにもなりかねます。

私は災害復旧をすることは当然必要ですし、しなければならぬと思っておりますけれども、問題点を明らかにしてしなければ、これは禍根を残すというふうに思っています。11月下旬にはまた臨時議会が開かれるということもうわさされておりますし、12月議会もあります。私は今回の補正予算第5号を否決して、そして、今出たあらゆる疑義についてきちっと執行部からの答弁をもらって、そして、新たな形で提案されるということを期待し、そして私ども議員も町民から託された部分についてしっかりと審査をしていくということを皆様をお願いいたしまして、この補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、本案に賛成の方の発言を許可します。末次議員。

○5番（末次 明君）（登壇）

私もここで発言する予定は全くございませんでしたけれども、この議案第40号を反対するということについては、あくまでも基山小学校公立学校施設の災害復旧でございますので、まずここは進めなくちゃということで賛成の立場で述べさせていただきます。

重松議員とか、鳥飼議員、あるいは中村議員のおっしゃっております業者はどちらかといいますと弱い立場にあるということで、基山町から頼まれれば業者としてはやむを得ない工事にするということは十分に理解できますが、あくまでも基山町の立場を理解していただいた上での業者の申出であるということを私は重要視しております。

この問題につきましては、皆様方いろいろ御意見はあるかと思いますが、今回の議案につきましては、また議論する場所等はあるかと思いますが、この部分につきましては今日の臨時会につきましては賛成をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく皆さん方御審議お願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第40号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

起立多数と認めます。よって、議案第40号は可決されました。

以上をもちまして令和2年第4回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前11時46分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川義則

基山町議会議員 松石信男

基山町議会議員 中村絵理